第６次今金町総合計画策定支援業務　公募型プロポーザル実施要領

第６次今金町総合計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザルの各種手続き、要件及び審査等の内容について次のとおりとする。

１．目的

今金町（以下「町」という。）では、現行の第５次今金町総合計画の計画期間が令和２年度をもって終了することから、次期総合計画の策定にあたっては、広範にわたる基礎データの収集解析や町民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析や計画案起案の豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

２．業務の概要

（１）委託業務名

第６次今金町総合計画策定支援業務

（２）履行期間

契約締結の日から令和３年３月31日（水）までとする。

（３）業務概要

「第６次今金町総合計画策定支援業務仕様書」のとおりとする。

（４） 契約上限額

８，８４７，０００円（消費税含む）

※この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

３．参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、告示日現在において次の条件のすべてを満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）今金町財務規則第 119 条により資格者名簿に登録された者であること。 ただし対象業務の特殊性などを考慮し、登録業者以外のものが参加することができるものとする。

（３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。

（４）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者ではないこと。

（５）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団又は暴力団の利益となる活動を行う者ではないこと。

（６）本町から指名停止を受けている期間中でないこと。

４．参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

（１）参加資格を有する者が上記「３．参加資格要件」を満たさないこととなったとき。

（２）提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。

（３）提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

（４）提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

（５）提案者が受託候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

５．スケジュール

実施内容	実施期日
①実施要領、仕様書の公表	令和元年　８月１６日（金）
②参加表明書の提出期限	令和元年　８月２６日（月）
③質問書の提出期限	令和元年　８月２６日（月）
④質問書の回答期限	令和元年　８月２９日（木）
⑤企画提案書の提出期限	令和元年　９月１２日（木）
⑥プレゼンテーションの実施	令和元年　９月下旬予定
⑦選定結果の通知	令和元年　１０月上旬予定
⑧最終見積書の提出・契約締結	令和元年　１０月上旬予定

＊提出期限（時間）については、各午後５時までとする。

＊提出場所については、今金町まちづくり推進課企画政策グループ（北海道瀬棚郡今金町字今金４８－１）とする。

５．提出書類等

（１）参加表明書の提出

①参加希望者は、参加表明書（様式１）を提出すること。

②提出方法については、直接持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）で提出すること。

（２）質問書の提出

①質問については、質問書（様式２）を提出すること。

②提出方法については、郵送（簡易書留郵便に限る。）又は事務局メールアドレス宛に電子メールで提出すること。

（３）質問書の回答

①質問書に記載されたＥメールアドレス宛に回答します。

（４）企画提案書（様式任意）の提出

①提案者の概要（会社概要）を記載してください。

②業務実績について、本業務と類似業務の過去５年以内の実績を記載してください。

③業務実施体制について、本業務における体制並びに担当者等について記載してください。

④本業務に関する提案全般の総括を示すとともに、提案者としてのコンセプトを記載してください。

⑤国、道などの動向及び本町における現状と課題を踏まえたうえで計画策定の手法について記載してください。

⑥調査の実施、分析方法等、計画に関連する基礎数値や資料及び現状分析等に係る支援業務の具体的内容について提案してください。
⑦計画策定委員会における支援のほか、本業務を策定するうえで有効な支援内容等があれば提案してください。
⑧計画書（案）が完成するまでの提案者と本町の役割分担について提案してください。また、本町への訪問等を含めた支援体制を提案してください。
⑨計画書（案）が完成するまでの作業工程（スケジュール）を提案してください。
⑩見積書及び見積内訳書について、積算根拠を明確にした内訳明細を記載してください。
⑪提出期限は、前記「５．スケジュール」に記載のとおりとし、提出部数は１０部とする。

６．プレゼンテーション

プレゼンテーションの日程・内容等詳細については、参加表明者に対し別途連絡する。

７．審査方法

（１）選定は、審査委員会（町長、副町長、まちづくり推進課長等）において、提案書・プレゼンテーション等の内容により、総合的に審査し決定する。
（２）選定基準は、次のとおりとする。
①業務に対する考え方・手法等の提案
（策定方針、現状の把握度、提案の的確性・独創性、作業の実現性等）
②業務実施体制及び業務実績
（実施体制、同種又は類似業務の実績、熱意、理解度、技術力）
③見積金額
（提案内容に対する妥当性）
（３）選定結果については、参加者全員に文書により通知する。
（４）審査の経緯及びその内容に関しての問合せには応じません。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

８．契約方法

契約について、順位第１位事業者（選定業者）と後日別途交渉を行う。ただし、交渉が不調に終わった場合は、順位第２位の者から交渉権者とし、契約締結交渉を行う。

９．お問合せ先（事務局）

今金町まちづくり推進課企画政策グループ
〒０４９－４３０８
北海道瀬棚郡今金町字今金４８－１
ＴＥＬ　０１３７－８２－０１１１／ＦＡＸ　０１３７－８２－３２６２
Ｅメール：imk-kikakushinko@town.imakane.lg.jp